

3. 申告に必要なもの

平成30年1月1日～12月31日の収入・控除・経費の金額が分かるものをお持ちください。

全ての方	はんこ、市・県民税申告案内書(送付されている方のみ)、通帳など口座番号が分かるもの マイナンバーカードまたは通知カード ※通知カードの場合は、その他に身元確認書類として、運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険証、年金手帳などのうちいずれか1点が必要です(写しも可)。
利用者識別番号(16桁)をお持ちの方	税務署からの確定申告のお知らせ(はがき・通知書)、利用者識別番号取得時にもらう確認票
営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入れ・売上げなどの帳簿類、必要経費の領収書などを科目ごとに集計してお持ちください。集計をされていない方は会場で分類・集計をお願いします。 ※平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方 雑所得があった方	給与・年金の源泉徴収票。給与収入があった方で源泉徴収票が無い方は、給与明細書など収入が分かるもの。 収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
医療費などを支払った方	医療費控除の明細書、明細への記載を省略する場合は保険者等が発行する医療費のお知らせ。 ※平成31年分までは領収書による申告ができます。やむを得ず領収書となる場合は、あらかじめ集計した上で申告会場にお越しください。 寝たきり状態の方のおむつ費用は、医師が交付するおむつ使用証明書と領収書。 医療費控除の特例(※3)の適用を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書と健康診断の結果通知表など。 ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続健康保険料の納付証明書など ※納付書や口座振替で納めている社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など ※申告が必要な方のうち、ふるさと納税のワンストップ特例申請をされている方も必ずお持ちください。
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカードまたは通知カード(写しも可) ※扶養の方が国外居住の場合は、「親族関係書類と送金関係書類」の確認が必要です(書類が外国語で作成されている場合は翻訳文も併せて必要です)。
親族などが申告する場合	申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード(写しも可) ※通知カードの場合は、上記「全ての方」の欄に記載の身元確認書類も併せて必要です。

4. 個人市・県民税申告相談受付会場と日程

2月1日(金)～3月15日(金)午前9時30分～午後3時30分(土・日曜日、祝日を除く)
(大波多目的集会所は午前9時30分～午後3時、茂庭多目的集会所・土湯温泉町支所は午前10時～午後3時)

期日	受付会場	対象地区
1日(金)	信夫学習センター	永井川・上烏渡
4日(月)	信夫学習センター	大森
5日(火)	信夫学習センター	成川・下烏渡・山田・小田・平石
6日(水)	松川支所	松川町
7日(木)	松川支所	美郷・関谷・浅川・光が丘・金谷川
8日(金)	松川支所	金沢・水原・沼袋・下川崎
12日(火)	渡利支所 大波多目的集会所	渡利・南向台・小倉寺 大波
13日(水)	渡利支所 立子山支所	渡利 立子山
14日(木)	北信支所	鎌田・瀬上町・北矢野目・南矢野目
15日(金)	北信支所	本内・丸子・宮代・下飯坂・沖高
18日(月)	吾妻学習センター	笹木野
19日(火)	吾妻学習センター	上野寺・下野寺・八島田・庄野・野田中央地区
20日(水)	吾妻学習センター	町庭坂・二子塚・在庭坂・土船・桜本
21日(木)	吉井田支所 もちぎり学習センター	吉倉・八木田 岡部
22日(金)	吉井田支所 もちぎり学習センター	方木田・仁井田 山口・岡島・本内・鎌田・大波
25日(月)	信陵支所	笹谷・大笹生
26日(火)	信陵支所	笹谷
27日(水)	清水学習センター	泉・御山
28日(木)	清水学習センター	南沢又・北沢又

期日	受付会場	対象地区
1日(金)	飯野支所 茂庭多目的集会所	大久保・明治 茂庭
4日(月)	飯野支所	飯野町・青木
5日(火)	土湯温泉町支所	土湯温泉町
6日(水)	飯坂学習センター	飯坂町・中野・東湯野
7日(木)	杉妻支所 西学習センター	郷野目・伏拝 佐倉下・上名倉・佐原
8日(金)	杉妻支所 西学習センター	鳥谷野・太平寺・黒岩 さくら・荒井・荒井北
11日(月)	蓬萊学習センター分館	蓬萊町5～8丁目・清水町・田沢
12日(火)	蓬萊学習センター分館	蓬萊町1～4丁目
13日(水)	アオウゼ	旧市内
14日(木)	アオウゼ	旧市内
15日(金)	アオウゼ	野田中央地区・野田町・森合

申告会場が一部変更になります	
変更前(昨年まで)	変更後(今年から)
清水支所	清水学習センター
保健福祉センター	アクティブシニアセンター・アオウゼ(MAXふくしま4階)

※変更前の会場では申告受付は行っていません。

※申告期間中、市民税課職員は上記会場に出向しているため、市役所市民税課での申告受付は行っていません。

※当日都合が合わない場合は、対象地区以外の会場でも、事前の連絡なしで申告ができます。

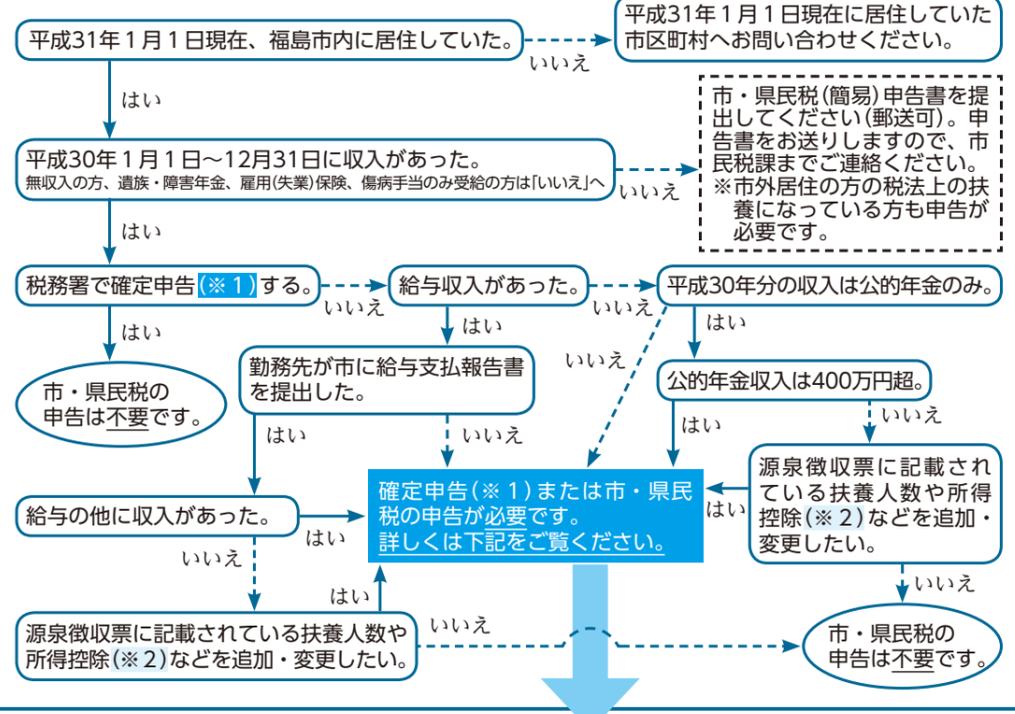
(※3)医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) …健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う個人が、特定一般用医薬品等(医療用医薬品からドラッグストアで購入できるものに転用された医薬品)の購入費を支払った場合、一定の金額を所得から差し引くことができる控除。

1. 個人市・県民税の申告が必要な方



下の確認表で申告が必要か確認してみましょう!

個人市・県民税、申告確認表



市民の皆さんから納めていただく税金は、まちづくりのため貴重な財源です。また申告書は、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料などの算定の基礎資料になります。申告が必要なのは、忘れずに申告をお願いします。

「確定申告(※1)または市・県民税の申告が必要です」に該当した方

■給与収入があった方

- 源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける、または納付する。→右のAへ
- 給与以外の所得(営業、農業、不動産、一時、雑所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。→右のBへ
- 上記のどちらにも該当しない。→右のCへ

■公的年金収入があった方

- 年金収入が400万円以下で、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更することで、所得税の還付を受ける。→右のAへ
- 年金収入が400万円超。または、公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、一時、給与所得など)の合計が20万円を超え、追加納付すべき所得税がある。→右のBへ
- 上記のどちらにも該当しない。→右のCへ

■給与・年金収入者以外の方(営業、農業、不動産など)

- 確定申告をすることで、所得税の還付を受ける、または納付すべき所得税がある。→右のBへ
- 上記に該当しない。→右のCへ

注意：上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算や繰越控除の特例などの適用を受けようとする方は、確定申告が必要な場合があります。

A

確定申告が必要です。市の会場(P3参照)でも確定申告ができます。
※雑損控除や住宅借入金等特別控除がある方は、税務署の会場(P4参照)です。

B

確定申告が必要です。申告会場は、税務署の会場(P4参照)です。

C

市・県民税の申告が必要です。申告会場は、市の会場(P3参照)です
例：所得税の還付・納付には該当しないが、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除を追加・変更したい方

2. 申告方法

会場 申告書は全会場で職員がパソコンで作成しますので、事前に申告書に記載する必要はありません。P3「3. 申告に必要なもの」をご準備のうえ、申告会場にお越しください。

郵送 郵送での申告を希望する方には、申告書などを送付します。市民税課まで連絡してください。申告書は市民税課・各支所・出張所に備え付けているほか、市ホームページでも取得できます。

(用語解説)
(※1)確定申告…1月1日～12月31日に生じた全ての所得金額に対して所得税を計算し、所得税の過不足を清算する税務署の手続き。
(※2)所得控除…社会保険料や生命保険料など前年中に支払った金額や扶養親族がある場合、所得から差し引くことができる控除。

5. 確定申告会場・相談会

◇確定申告書作成会場のお知らせ◇

- ところ／ウイル福島アクティおろしまち
(鎌田字卸町10-1)
- 期間／2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)
(ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は開設)
- 時間／午前9時30分～午後4時
※会場は大変混雑します。開設時間内に申告書を作成できるように、午後3時前に来場するようご協力をお願いします。上記期間外は、税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりませんので開設期間中にお越しください。
- 問／福島税務署 ☎534-3121(代表)
※確定申告に関する相談は「電話相談センター」でお答えします。音声案内に従い「0」番を、税務署にご用の方は、「2」番を選択してください。

◆税理士会による確定申告と税の無料相談会◆

- 確定申告、市・県民税、その他税金に関することをご相談ください。はんこや各種証明書などの必要書類をお持ちください。
- 【福島税務相談所】
- とき／2月18日(月)～3月12日(火)(土・日曜日を除く)
午前9時30分～午後4時
 - ところ／福島県税理士会館(森合町14-29)
- 【税理士記念日無料相談会】
- とき／2月23日(土)・24日(日) 午前9時30分～午後4時
 - ところ／ユニックスビル8階
(福島駅東口バス乗場向かい)
 - 問／東北税理士会福島支部 ☎534-3907

平成31年度 市・県民税 改正ポイント

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除が下記のとおりに見直され、平成31年度の市・県民税から適用されます。

○配偶者控除

配偶者控除が適用される納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除は適用されません。(表1)

※同一生計配偶者のうち、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合でも、配偶者の障害者控除は適用されます。また、配偶者の市・県民税課税の判定に用いますので、申告書などに障害者控除や同一生計配偶者を記入する必要があります。

(表1)

納税者本人の 合計所得金額	(参考) 給与収入金額	配偶者控除額(万円)	
		控除対象配偶者	老人対象控除配偶者 ※70歳以上
900万円以下	1,120万円以下	33	38
900万円超	1,120万超	22	26
950万円以下	1,170万円以下		26
950万円超	1,170万超	11	13
1,000万円以下	1,220万円以下		13
1,000万円超	1,220万超	0	0

(表2)

配偶者の 合計所得金額	(参考) 給与収入金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除額(万円)				
38万円超 85万円以下	103万円超 150万円以下	33	22	11
85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下	33	22	11
90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	31	21	11
95万円超 100万円以下	160万円超 166.8万円未満	26	18	9
100万円超 105万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21	14	7
105万円超 110万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16	11	6
110万円超 115万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11	8	4
115万円超 120万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6	4	2
120万円超 123万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3	2	1
123万円超	201.6万円以上	0	0	0

※上記表1・2は、所得税ではなく市・県民税の控除額を表記しています。

○配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が現行の76万円未満から123万円以下に引き上げられました。また、配偶者特別控除が適用される納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除は適用されません。(表2)

用語解説

- ・同一生計配偶者…納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人・白色事業専従者を除く)で合計所得金額が38万円以下の人
- ・控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税者の配偶者

市の申告会場でマイナンバーカード が申請できます!

申告相談受付会場で、マイナンバーカード用の顔写真をタブレット端末で撮影してインターネットで申請する「カンタン申請」の受け付けを行います。この機会にぜひ申請してください。

■会場／申告相談受付会場(P3参照)

■持ち物／

- ①通知カード(お持ちの方のみ)※申請時に回収。
- ②通知カード送付の際に同封されていた交付申請書
- ③本人確認書類
運転免許証などの顔写真付き本人確認書類1点と保険証、医療受給者証、年金手帳・証書から1点。
- ④住基カード(お持ちの方のみ)※申請時に回収。

■問／市民課 ☎573-1020

※市役所1階総合窓口(平日の午前8時30分～午後5時15分)でも行っていますので、ご利用ください。